

別所国有林外森林整備事業（造林）

閲 覧 図 書

入札日時 令和8年 2月27日 10時00分

【閲覧図書内容】

- ①入札者注意書
- ②契約書（案）
- ③可分事業内訳書
- ④作業仕様書
- ⑤位置図
- ⑥契約情報の公表様式

注：その他必要事項は、入札公告及び入札説明書を確認すること。

滋賀森林管理署

入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、入札説明書、仕様書、契約書案及び本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知のうえ、入札してください。

1. 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
2. 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならぬ。
3. 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
4. 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉にすること。
ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。
5. 入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。
ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
6. 入札者は、入札書提出前に競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。
7. 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
8. 入札・開札の時刻は、入札会場の時計に基づく。
9. 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
10. 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。
 - (1) 入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
 - (2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
 - (3) 入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書
 - (4) 入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書
 - (5) 委任状を持参しない代理人のした入札書
 - (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
 - (7) 入札金額の記載を訂正した入札書
 - (8) 入札時刻に遅れました入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書
 - (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書
 - (10) 明らかに連合によると認められる入札書

- (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
 - (12) 入札保証金（その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
 - (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
 - (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
 - (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札
 - (16) その他入札に関する条件に違反した入札
11. 一旦提出した入札書は、引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
 12. 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があつても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札の無効の申し出があつても受理しない。
 13. 開札は、入札者の面前で行う。ただし、入札者が立ち会わない時は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札する。
 14. 開札の結果、予定価格に達するものがない場合は、再度の入札を行うことがある。その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
 15. 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
 - (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適当であると認められるときは、最低額の入札者であつても落札者とならない場合がある。
 - (2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
 - (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
 - (4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
 16. 落札となるべき同価格（総合評価落札方式による場合は「同評価値」）の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。
なお、この場合、同価格（同評価値）の入札をした者のうち、くじを引かない者、入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。
 17. 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
 18. 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

19. 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
20. 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止する。
21. このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

(案)
森林整備事業請負契約書

収入
印紙

- 1 事業名 別所国有林外森林整備事業（造林）
- 2 事業場所 滋賀県 大津市 藤尾奥町 別所国有林外
- 3 事業量 別紙4 可分事業内訳書のとおり
- 4 事業期間 契約締結の翌日から
令和8年11月27日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙4 可分事業内訳書のとおり
- 5 請負金額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）額
金 円也)
- 〔注〕 「取引に係る消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方消費税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので請負金額に10／110を乗じて得た額である。
() の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。
- 6 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

摘要削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
	部分払	回以内	第38条
×	前払金	分の 以内	第35条第1項
×	中間前払金		第35条第3項
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあっては、別紙を添付する。

7 支給材料及び貸与物品

品名	品質規格	数量	引渡予定箇所	引渡予定日
コンテナ苗用植栽器	金属製	5	滋賀森林管理署	植付着手予定日

8 特約事項

- (1) 請負代金は、近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) この契約に係る令和7年度の部分払いは行わない。
- (3) 約款第38条1項は、別紙4可分事業内訳書の可分作業ごとに適用するものとする。
- (4) 使用材料は書面により報告し、必ず承認を受けること。
- (5) 明許繰越費に係る翌年度にわたる債務負担は別紙1のとおり。
- (6) 暴力団排除に関する特約条項は別紙2のとおり。
- (7) 下刈折損の損害賠償については、別紙3のとおり。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年1月14日に交付した国有林野事業造林事業請負契約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 滋賀県大津市瀬田3丁目40番18号

分任支出負担行為担当官

滋賀森林管理署長 川崎 秀親 印

請負者 住所

氏名

印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

別紙1

第1 繰越明許費に係る翌年度にわたる債務負担に基づく契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は次のとおり。

令和7年度	0円
令和8年度	円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は次のとおりとする。

令和7年度	0円
令和8年度	円

別紙2

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲(発注者をいう。以下同じ。)は、乙(請負者をいう。以下同じ。)が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為した場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者(以下「解除対象者」という。)を再請負人等(再請負人(再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。)受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。)及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

別紙3

下刈切損の損害賠償

1. 下刈作業において乙が切損した苗木の切損率が次の3に定める許容切損率を超える場合は、甲は損害賠償の請求をすることができる。
2. 賠償額は甲の定める賠償基準により計算した額とする。
3. 苗木の許容切損率は次のとおりとする。

林 齢	1 年	2 年	3 年	4 年以上
許容切損率	3 %	3 %	2 %	1 %

4. 林齢1年とは、前年度の秋から当年度の春までに植栽したもの、以下これを基準に林齢を見る。
5. 切損とは、樹幹を完全に切断したもの又は切断により生育が著しく阻害されるものをいう。

別紙4

可 分 事 業 内 訳 書

作業種	作業期間	国有林・林小班	林齢	数量	摘要
地 拂	自 契約締結日の翌日 至 令和8年5月29日	別所 15 ら 1		ha 0.45	全刈筋置 0.68ha のうち 0.23ha 除地あり
		別所 15 ら 2		ha 0.03	全刈筋置 0.08ha のうち 0.05ha 除地あり
		計		ha 0.48	0.76ha のうち 0.28ha 除地あり
植 付 (新植)	自 契約締結日の翌日 至 令和8年5月29日	別所 15 ら 1		ha 0.45	少花粉ヒノキ 900 本 0.68ha のうち 0.23ha 除地あり
		別所 15 ら 2		ha 0.03	少花粉ヒノキ 60 本 0.08ha のうち 0.05ha 除地あり
		計		ha 0.48	少花粉ヒノキ 960 本 0.76ha のうち 0.28ha 除地あり
防護柵設置	自 契約締結日の翌日 至 令和8年5月29日	別所 15 ら 1 外		km 0.25	
		計		km 0.25	
刈 払	自 契約締結日の翌日 至 令和8年5月29日	別所 15 ら 1 外		km 0.25	
		計		km 0.25	
枯損木伐採	自 契約締結日の翌日 至 令和8年5月29日	別所 15 や		m ³ 12.05	
		計		m ³ 12.05	
下 刈	自 令和8年9月14日 至 令和8年11月13日	西大切 545 ろ	2	ha 0.61	全刈・1回刈 1.01ha のうち 0.40ha 除地あり
		西大切 545 に	2	ha 0.28	全刈・1回刈 0.40ha のうち 0.12ha 除地あり
		計		ha 0.89	1.41ha のうち 0.52ha 除地あり
下 刈	自 令和8年10月1日 至 令和8年11月27日	別所 15 け	5	ha 1.91	全刈・1回刈
		別所 15 ふ	5	ha 1.09	全刈・1回刈
		別所 16 は 2	7	ha 2.00	全刈・1回刈
		計		ha 5.00	

作業仕様書総則

- 1 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施に当たっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面（以下、「設計図書」という。）に基づき実施するものとする。
- 2 現場は、周囲を測量杭（又はテープ）等によって標示している。
- 3 設計図書に基づき調達した材料（苗木・薬剤・シカ防護柵・肥料）の使用に当たっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
- 4 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇所以上撮影するものとする。
- 5 造林事業請負標準仕様書第21条における事故とは、4日以上の休業を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故とする。
監督職員が指示する様式（事故報告書）は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
- 6 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、乙において実施し、その費用は乙の負担とする。

請負事業事故報告書

令和 年 月 日

監督職員 殿

請負者

現場代理人

事業名			事業場所			
発生日時	令和 年 月 日(曜日)			時 分	天候	
災害発生状況・原因	①どの様な場所で ②どのような作業をしている時に ③どのような物または環境に ④どのような不安全なまたは有害な状態であって ⑤どのようにして災害が発生したかを詳細に記入する。また、略図を添付する。					
被害状況	人的被害・物的被害を記載					
被災者	氏名	生年月日	年 月 日(歳)	性別	男・女	職種
	連絡先				経験年数	
	傷病名	傷病部位	休業見込期間・死亡日時		被災場所	
今後の対策						
所見・状況						

注) 労働災害(4日以上の休業を要する災害)、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故が発生した場合に監督職員に速やかに報告する。

特記仕様書

（植付樹種の配置）

- 1 植付樹種の配置については、現地において監督職員の確認を受けること。

（アフリカ豚熱（ASF）対策）

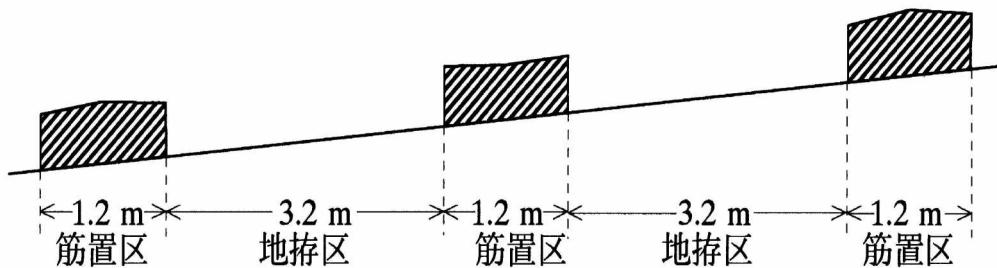
- 2 山林での作業用の靴の履き分けや下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報すること。
- 3 アフリカ豚熱（ASF）対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行うこと。また、府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、契約約款 20 条に基づき事業を一時中止または解除する可能性がある。

地拵仕様書(全刈)

(地床植生の刈払及び末木枝条の処理)

1 刈払物、末木枝条が多量にあって、植付に支障となる箇所は、原則として下図の要領により筋置きとする。

図(側面図)



2 地拵は等高線に沿って行う。

(立木の保残)

3 伐採時から保残している高木性広葉樹(胸高直径おおむね 10 cm程度以上のもの)は、監督職員が伐倒又は巻枯らしを指示したものを除き保残する。

(巻枯らしの要領)

4 巷枯らしは、地上おおむね 1.0m の箇所に、幅約 20 cmの上端及び下端に鋸目を木質部に 1 cm以上達するまで入れ、次にナタ等によりこの間の木質部を厚さ 1 cm以上はぎ取る。

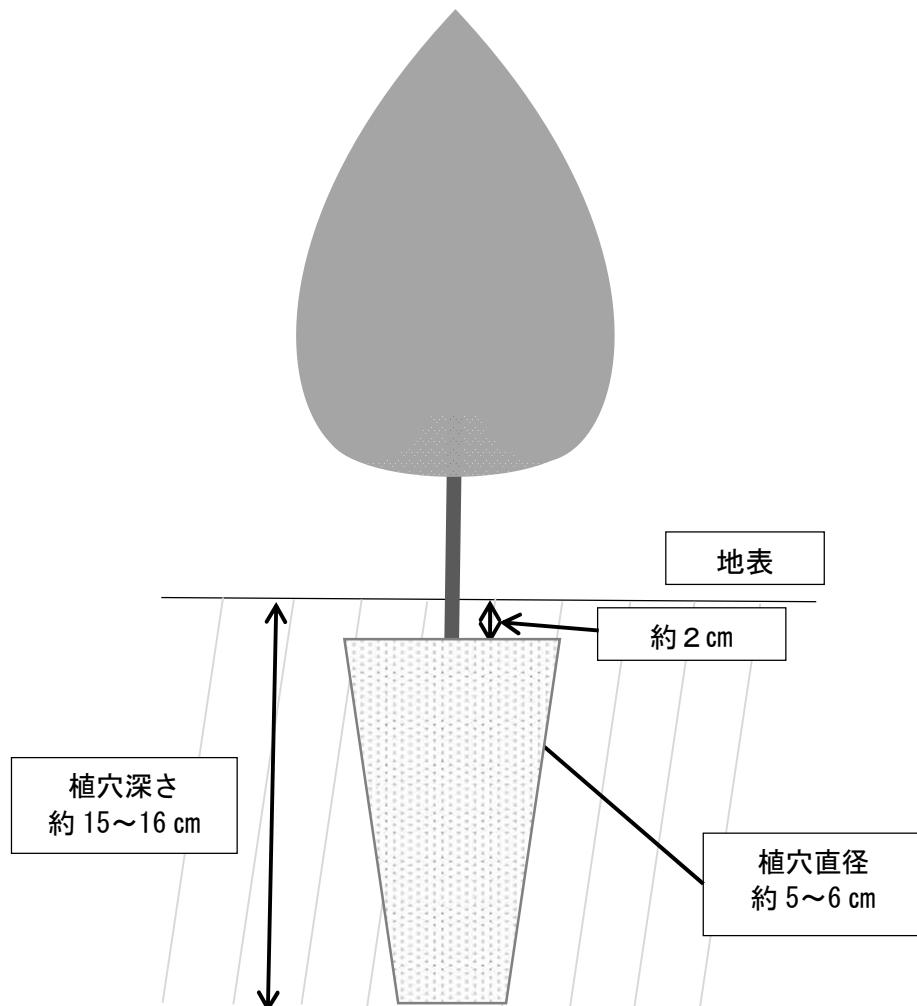
植付仕様書
(マルチキャビティーコンテナ苗)

(苗木の管理)

1 苗木は植付場所に近い日陰で、水害等の被害のおそれのない所に保管し、必要に応じてシート等で直射日光を遮断し灌水を行うなど、苗木の乾燥防止に注意すること。

(植付要領)

- 植栽器具を植付地点に挿し込み、直径約5～6cm、深さ約15～16cmの植穴をつくる。
- 植穴に苗木を挿し込み、垂直になるよう据えつける。(根鉢と植穴との間に空隙がある場合は土を入れる。)
- 踏付けは、体重を少しかける程度で押さえる。(根鉢を潰さないように留意すること。)
- 根鉢の上端より2cm程度の高さが植付後の地表面とする。



(苗木の管理・取扱)

- 6 苗木の取扱は丁寧にし、根鉢の損傷等がないよう注意する。
- 7 苗木の運搬及び植付の際は、苗木袋等を使用し苗木が乾燥しないよう注意する。

(植栽樹種、植付本数、植付間隔)

- 8 植付樹種、植栽本数は次のとおりとする。

植付樹種	1 ha当たりの植付本数(本/ha)
少花粉ヒノキ コンテナ苗	2,000本

- 9 植付方法及び植付本数別の列間、苗間距離^{※注}の目安は次のとおりとする。ただし、この目安により難い場合は、現地の状況に応じて定める。

・方形植

植付本数(本/ha)	列間距離(m)	苗間距離(m)	列数	並数
2,000	2.25	2.25	45	45

列数、並数については、100m当たりの数である。

※注 植付に当たっての列間距離、苗間距離については、原則として列間距離は等高線に直角方向の距離、苗間距離は等高線方向の距離とする。

苗木購入仕様書
(マルチキャビティーコンテナ苗)

1 苗木の品質規格、数量は、次に示すとおりとする。

樹種	苗齡	規格	苗長	根元径	数量	購入先
少花粉 ヒノキ	2年生 以上	150cc 300cc	35cm上	4.0mm上	960本	林業種苗法 配布区域内

2 苗木は次の条件を具えた産地系統の明確な規格苗を厳選する。

- (1) 幹が通直で堅く徒長分岐していないもの。
- (2) 枝葉が下方から適当に繁茂し「ガッチャリ」と生育しており、徒長がなく、頂芽が完全なもの。
- (3) 根鉢部は、全体に根が回っており、硬く締まっていること。また、適潤であること。
- (4) 樹勢が旺盛で、組織が充実し樹苗固有の色沢をもち、病害やその他の欠点がなく、移植後の発根能力が強いもの。
- (5) 堀取後の取扱不良による乾燥衰弱等の認められないもの。
- (6) 蒸れの原因となる葉面の湿っている苗木が梱包されていないもの。

3 苗木購入にあたっては、上記1、2の条件及び林業種苗法に基づく登録生産事業者等より優良苗木を購入すること。

4 各梱包には、生産者氏名、樹種、品種、苗齡、規格、数量、堀取年月日、梱包年月日、等必要事項を登録生産事業者等発行の荷札等で明示すること。

5 苗木の梱包は、苗木各部の損傷と乾燥防止に留意し、次の要領で行う。

- (1) 梱包作業は、直射日光をさけて行うこと。また苗木は、雨や露でぬれていないこと。
- (2) 乾燥を防止するため湿らした新聞紙等で根を包み結束する。特にコンテナ苗は根鉢が崩れないよう10本単位程度に結束すること。
- (3) ダンボール箱等に入れ密閉する。

6 その他必要事項については、監督職員の指示に従うこと。

防護柵設置仕様書（立木・支柱併用）

（作業順序）

- 植付、防護柵設置を一括契約した場合は、植付に着手する前に必ず防護柵を設置し監督職員の確認を受けなければならない。

（立木及び支柱の固定）

- 風及び積雪等により支柱が傾斜しないようしっかりと固定すること。
- 支柱の設置箇所は、凹凸がある場合、ネットの高さを確保するため、凸部分に設置すること。（別図1）また、植栽区域より斜面の上部にネットを設置する場合は、傾斜変換し緩やかになった箇所に設置する。
- 支柱は作業を進める方向に若干傾けて打ち込み、ネットを固定する際、張りロープを進行方向の逆方向へ力をかけて引っ張り、張りロープの張力で支柱を垂直に固定する。（別図1）
- 力がかかる支柱や土質が不安定な箇所では、必要に応じて控えロープにより支柱の安定を図る。また、柵の安定を図るため必要に応じ控えをとること。（別図2）
- 立木使用箇所については、できるだけ生立木を利用するものとし、胸高直径12cm以上で傾きのない根張りの良い木を利用すること。枯死木、いずれ枯死するような折損木は使用しないこと。
- 立木の使用では、ロープにより、上張りロープ、ネット中段(1m程度)及び下張りロープを立木に結び固定する。
- 出入口にする箇所では、立木ではなく支柱を用いること。

（ネットの張り具合）

- ネットの上端にネットを張るためのロープを通し、上端の張りロープは、支柱キャップ等の器具により、ロープのゆるみが生じないように支柱先端に固定させるものとする。
- ネットのゆるみ、しまりが均一になるようにネットの目合いが正方形になるようにすること。
- ロープを延長する際は、ロープのゆるみが生じないようにロープの結び目は支柱を起点とし、結び目はロープ同士を互いに編み込むなど解けないように結ぶこと。

（ネット下部の固定）

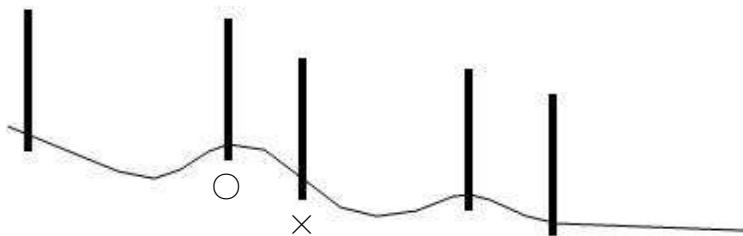
- ネットの設置上及び付近の灌木や枯損木は、設置時や設置後に支障になるものがあれば除去すること。
- ネットの下端にロープを通し、ネットと地面とに隙間をつくらないよう、4mに3箇所以上、アンカーでロープを地面に固定することとする。なお、固定する箇所に根株などがある場合であって、根株が長期間耐久性の見込まれるものである場合には、又釘でネットと根株を固定してもよい。ただし、根株は地際まで切り、シカ等が侵入しないようにネットと根株の間に隙間をつくること。また、又釘は生立木には打込まないこと。
- アンカーを設置する場合は、人力によって抜ける場所は設置しないこと。
- 隙間からのシカ等の侵入防止のため、ネット設置上に丸太がある場合は避けて固定すること。

（スカートネット）

- スカートネットは、0.5m間隔で結束バンドを用いて固定し、外側にスカートネットを張りシカ等に侵入されないよう、4mに5箇所の間隔にアンカーを用いて固定すること。なお、アンカーで固定できない場合は、根株等に又釘で固定する。ただし、又釘は生立木には打込まないこと。

(別図1)

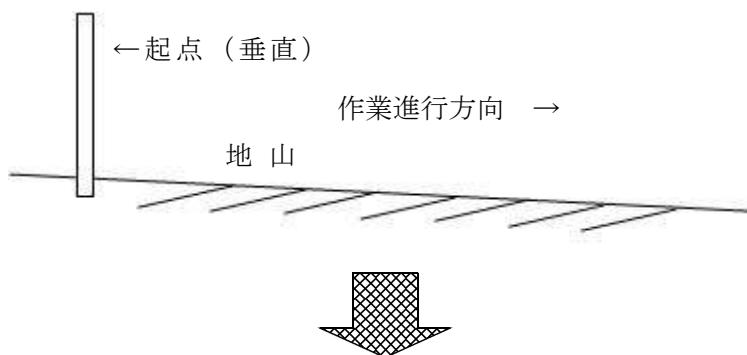
支柱の設置箇所



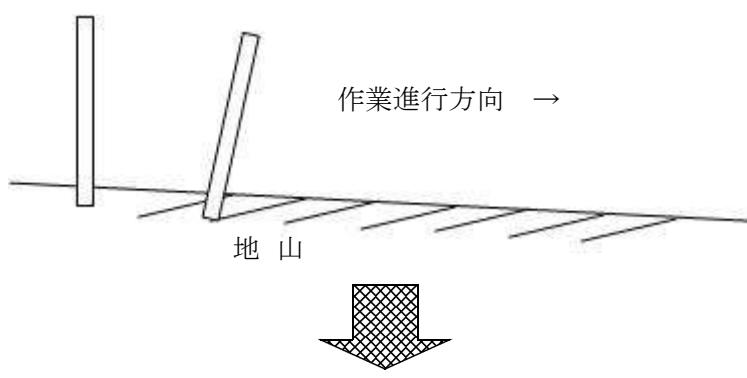
(支柱の間隔は4 m)

支柱の打込箇所は地山の凹凸がある場合、ネットの高さを確保するため、できる限り凸部分に打ち込む方が良い。

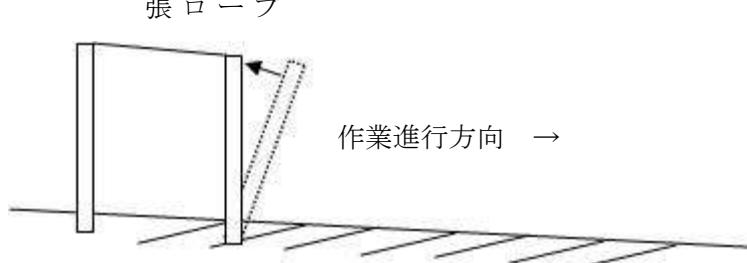
支柱の固定方法



ネットの設置は斜面上方から下方へ進める方が作業は容易である。



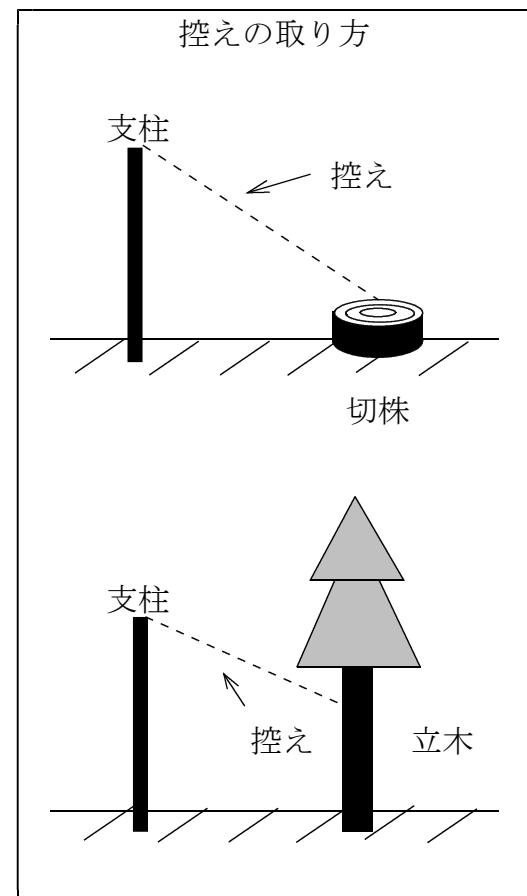
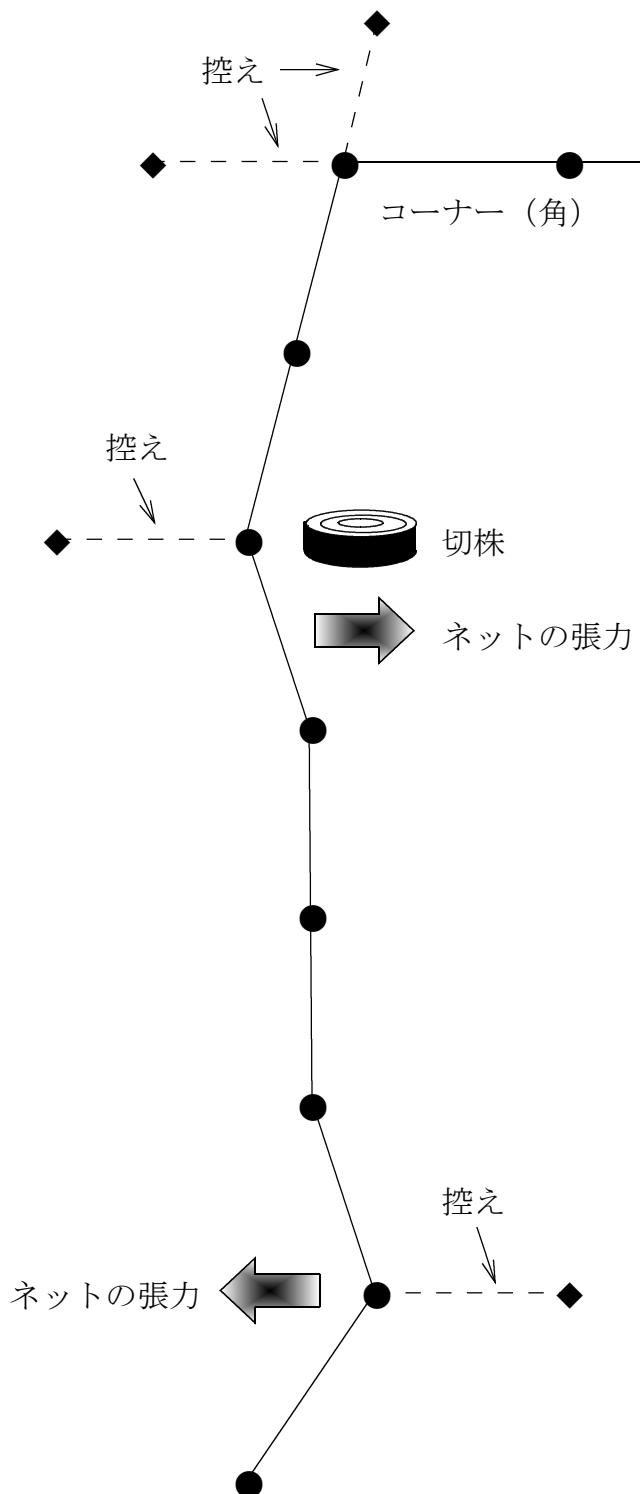
支柱は作業進行(斜面下方)方向へ傾けて打ち込む。



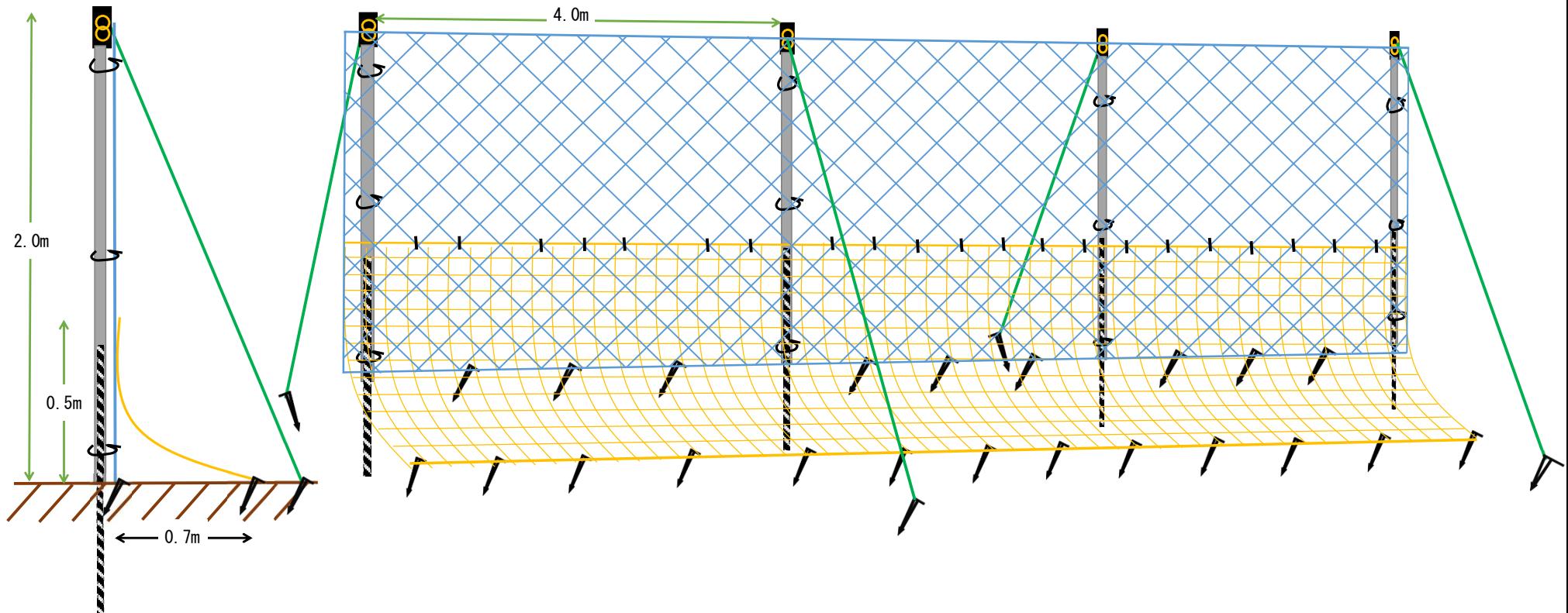
ロープの張力により支柱を引き起こし垂直(最もネットが高く)に仕上げる。

(別図 2)

控えロープの設置方法

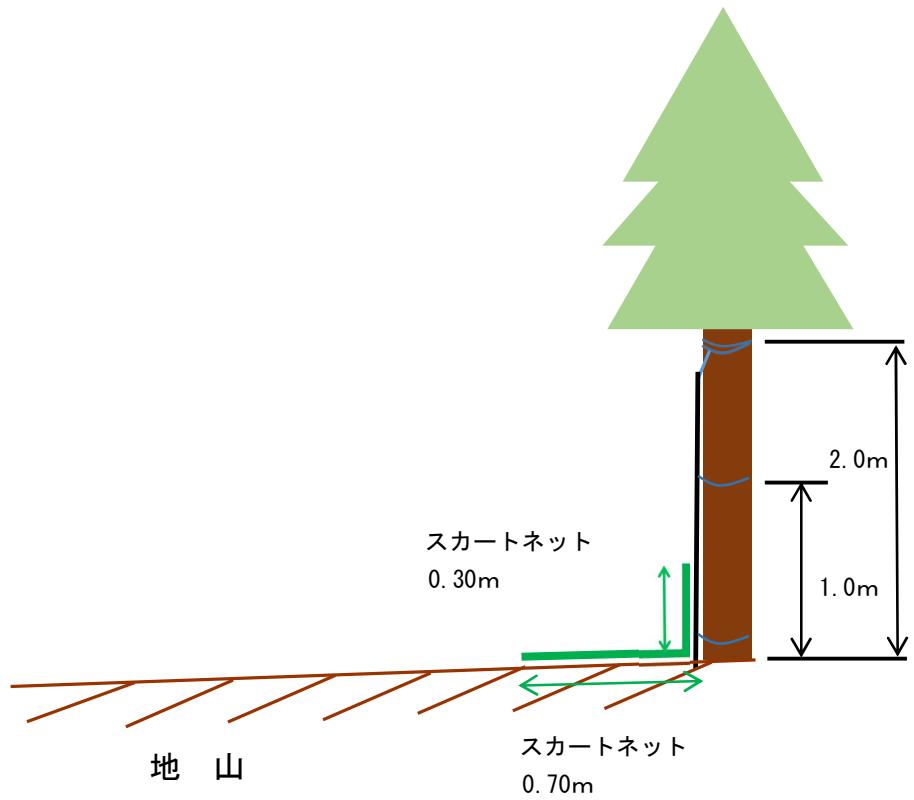
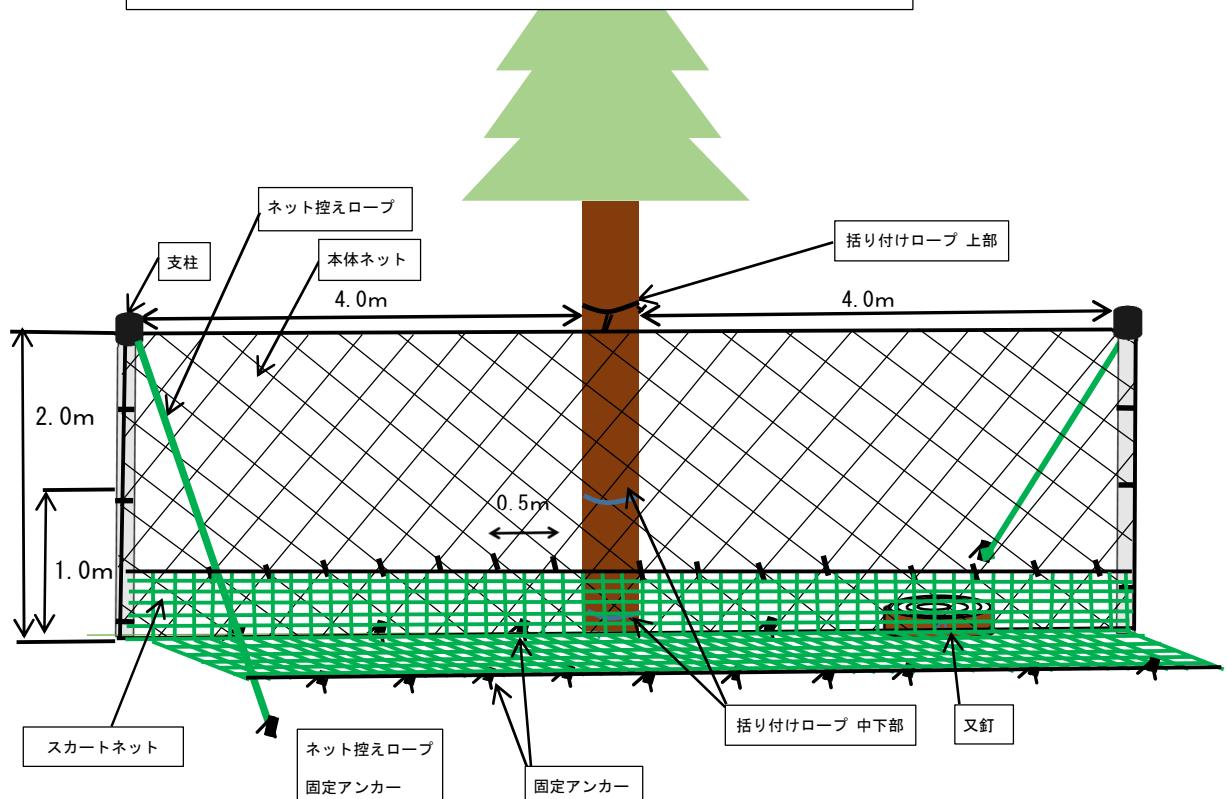


防護柵標準図 1 (支柱利用)



- ※ 森林作業道沿いの支柱の設置箇所は、路肩から0.5m程度谷側に設置する。
- ※ アンカーは、支柱間に本体ネット側3本スカートネット側5本使用する。
- ※ 結束バンドは各支柱の上中下3箇所及びスカートネットと本体ネット結束用に0.6m当たり1箇所使用する。

防護柵標準図 2 (立木利用)



防護柵購入仕様書

1. 防護柵物品の品質及び規格、数量は次に示すとおりとする。

物品	品質及び規格	数量	単位
侵入防止網(1.6cm目)	H2.0m以上×50m、1.6cm目合い、ラッセル網、緑色	6	巻
スカートネット(1.6cm目)	H1.0m以上×50m、1.6cm目合い、ラッセル網、緑色	6	巻
網用上張りロープ	強化ポリエチレンロープ 径8mm、長さ55m	5	巻
網用下張りロープ	ポリエチレンロープ 径6mm、長さ55m	5	巻
スカートネット用 上張りロープ	ポリエチレンロープ 径6mm、長さ55m	5	巻
スカートネット用 下張りロープ	ポリエチレンロープ 径6mm、長さ55m	5	巻
セパレート式支柱	沈み込み防止器具付き 【上部】 鉄製、径38.1mm、厚み1.0mm、長さ2.0m以上 または FRP製、ABS内外両面被覆、径33.0mm以上、長さ2.1m以上 【基礎部】 鉄製、径25mm角、長さ1.50m以上 または FRP製、ABS内外両面被覆、径26.0mm以上、長さ1.0m以上	7	組
支柱キャップ	ロープ止め付	7	個
ネット固定・支柱控えアンカー	プラスチック製、長さ400mm以上、返し付き 打突面が平ら 劣化しにくいもの	491	本
支柱控えロープ	ポリエチレンロープ 径6mm×長さ55m	1	巻
括り付けロープ(上部)	ポリエチレンロープ 径8mm×長さ55m	4	巻
括り付けロープ(中部及び下部)	ポリエチレンロープ 径4mm×長さ55m	8	巻
結束バンド	耐侯性、長さ200mm以上(1袋100本)	6	袋
又釘	1.65mm(#16)×25mm 重さ1kg以上 1200本	1	箱

2. 侵入防止網及びロープ等は、野生生物に噛み切られる恐れのないものを購入すること。
3. 支柱は、積雪及び強風等により折損等を生じにくいものを購入すること。
4. 防護柵物品購入にあたっては、上記1, 2, 3の条件及びこれと同等の規格及び品質を有する物品を購入すること。
5. 指示した規格及び品質のとおり納入されたか監督職員の確認を受けること。
6. その他必要事項については監督職員の指示によること。

刈払仕様書

(線の標示)

1 刈払の線は、設計図書に図示した線とする。

(刈払の要領)

- 2 刈払は、防護柵の支柱及び侵入防止網、スカートネット設置箇所の雑草木の刈払を主体に行う。
- 3 刈払の刈払幅は、地山へのスカートネット設置幅とし 0.70mを標準とする。
- 4 その他必要事項については、監督職員の指示に従うこと。

枯損木伐採仕様書

(対象木の伐倒)

- 1 対象木（白テープ1線巻き、ナンバーテープ付き）は、全て伐倒すること。
またナンバーテープは、伐根に貼り付けておくこと。
- 2 対象木の伐倒方法について、必要に応じて、受け口を大きくとったうえでクサビ、チルホール等を使用し、安全な方向に確実に伐倒すること。
- 3 根返り木は、根株の転落防止等の措置を行い、安定させたうえで玉切り等を行うこと。
- 4 重なって倒れている場合は、切り離した材をチルホール等で順次引き出しながら作業する等、できる限り危険がないよう作業すること。

(伐採木の玉切り等)

- 5 伐採木は適宜玉切りをし、玉切りした伐採木及び枝払いした枝条は斜面下へ転落しないよう筋置きし、集積する高さは概ね1mまでとする。なお、必要に応じて落下防止措置を講じること。

(その他)

- 6 その他技術的事項に関しては、監督職員の指示に従うこと。

下刈特記仕様書

(別所国有林下刈作業)

1. 被害木を整理した際の筋置箇所については、雑草木が繁茂しており造林木の成長を阻害することから下刈の対象とし、筋置の高さまで刈り払うこと。

下刈仕様書 (全刈)

(刈払上の注意等)

1. 1回刈、2回刈を一括契約した場合、1回刈終了後に直ちに部分検査を受けなければならない。
2. 刈払に際しては、造林木を中心として外側方向に刈払うものとし、造林木を損傷しないよう特に注意する。
3. ササ、雑草木、つる類の繁茂により造林木に損傷を与えるおそれのある箇所については、造林木の位置を確認した後、刈払を行う。
4. 造林木がないか造林木があっても健全な生長が見込めない箇所は、そのまま天然更新木を保残する。ただし、周囲に伸長し、造林木の生長に支障となるものは適宜刈払う。

令和 年 月 日

監督職員 殿

請負者 住所

氏名

使 用 材 料 承 認 願

令和 年 月 日 請負契約を締結した別所国有林外森林整備事業（造林）について、下記材料を使用いたしますので承認願います。

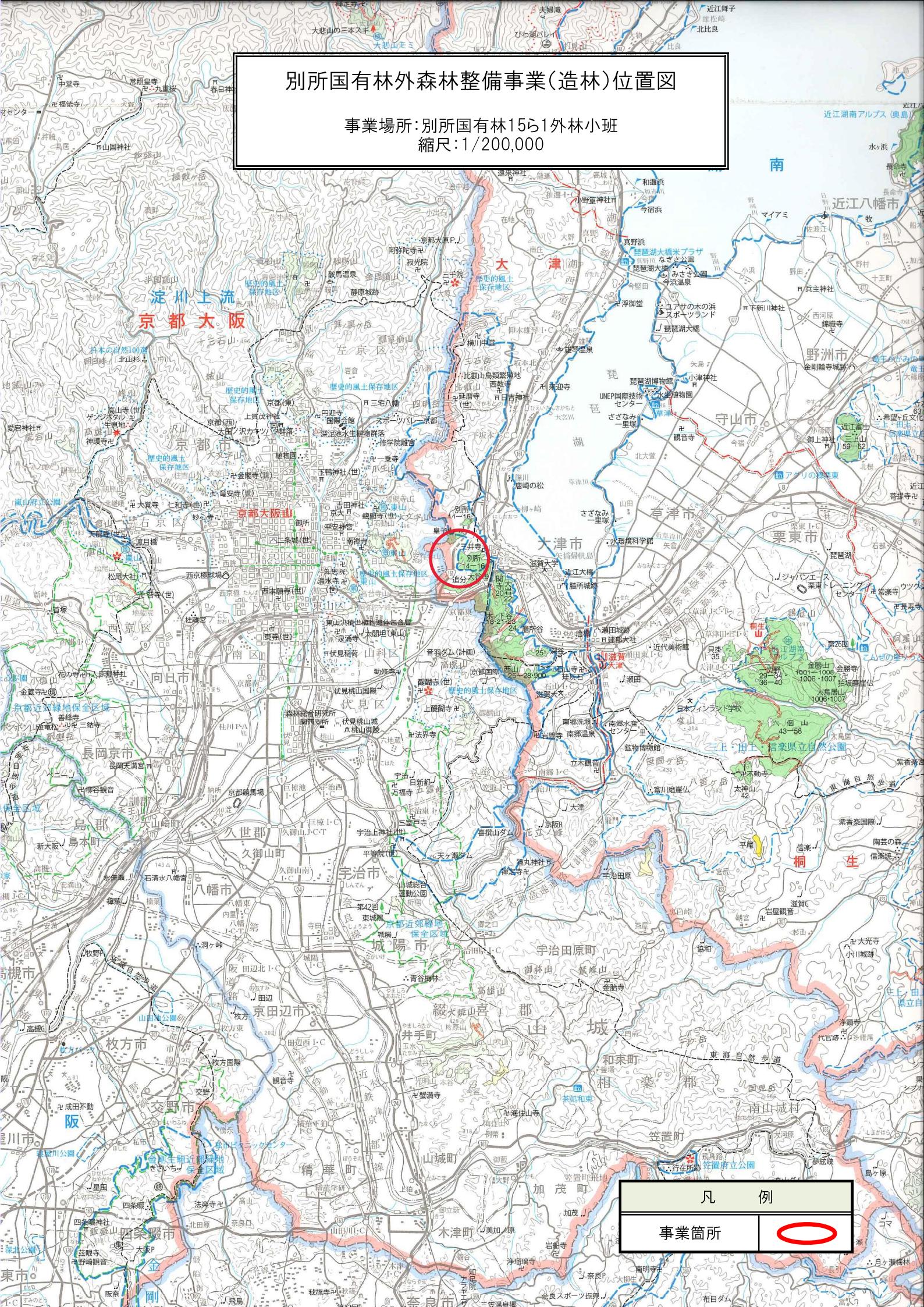
記

別所国有林外森林整備事業(造林)位置図

事業場所:別所国有林15ら1外林小班

縮尺:1/200,000

南



凡 例

事業箇所

